

告示

埼玉県告示第四百八十一号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和元年九月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 解除に係る保安林の所在場所
埼玉県所沢市大字新郷二〇四の六
- 二 保安林として指定された目的
耕地の防風
- 三 解除の理由
指定理由の消滅